

## 「堺市長の倫理に関する条例」に基づく市長の資産等報告書の閲覧を開始します

「堺市長の倫理に関する条例」に基づき、令和 5 年 6 月 4 日執行の選挙において選出された市長が提出した資産等報告書について、以下のとおり令和 5 年 7 月 25 日（火）から、市政情報センター、各区役所市政情報コーナーで閲覧を開始します。

### 1 閲覧日及び閲覧時間（市政情報センター、各区役所市政情報コーナーの業務時間）

＜市政情報センター＞

月曜日から金曜日……午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

＜各区役所市政情報コーナー＞

月曜日から金曜日……午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

※ともに土曜日・日曜日・祝休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休業です。

### 2 閲覧書類

・資産等報告書…令和 5 年 6 月 9 日（任期開始の日）現在所有している資産等を記載したもの

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課：総務局 行政部 総務課  
電 話：072-228-7010  
ファックス：072-222-0536